

6 川経観地第 3 9 7 号
令和 6 年 9 月 1 8 日

市内住宅宿泊事業者 各位

川崎市経済労働局
観光・地域活力推進部担当課長

住宅宿泊事業における遵守事項について（通知）

平素よりお世話になっております。住宅宿泊事業に関して、法令等に基づく主な遵守事項を、次のとおり改めて周知いたします。

なお、列記した事項以外にも、関係法令や住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）などに様々な規定がございます。また、法令に違反した場合には罰則もございますので、各規定を確認し、適切な対応をお願いいたします。

1 宿泊者名簿の備付け等

宿泊者名簿の作成と備付け、3年間の保存が義務付けられています。名簿には、宿泊者全員の氏名、住所、職業、宿泊日の記載が必要です。また、日本に住所のない外国人が宿泊する場合には、パスポートの写しをあわせて保存してください。名簿は、届出住宅か、住宅宿泊事業者の営業所又は事務所、のいずれかに備え付けておく必要があります。

2 定期報告

市長への定期報告は事業者の義務になります。報告のタイミングは2か月に1回、締切は【偶数月の15日】です。（例：4月15日までに2-3月分を報告）

届出住宅に人を宿泊させた日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の宿泊者数の内訳について、正確な報告をお願いいたします。なお、宿泊者がいなかった場合でも報告は必要です。

3 届出事項から変更がある場合の手続き

役員の変更、管理委託事業者の変更、事業所所在地の変更など、事前もしくは事後に手続きが必要となる事項も法令に規定がございます。必要な手続きを行わないまま事業運営することや事業を廃止することは法令違反となりますので、変更に際してはそれぞれに必要な手続きの内容や時期等を確認の上、御対応ください。

（経済労働局観光・地域活力推進部）

電話（044）200-3714

FAX（044）200-3920

Eメール 28kankou@city.kawasaki.jp